

第七回国会 通商産業委員会 議事録 第三十二号

昭和二十五年四月十四日(金曜日)

午後二時八分開議

出席委員

委員長代理 理事 神田 博君

理事 小金 義昭君 理事 渡谷雄太郎君

理事 永井 要造君 理事 村上 勇君

理事 今澄 勇君 理事 有田 喜一君

理事 風早八十二君

阿左美廣治君 岩川 與助君

江田斗米吉君 門脇勝太郎君

首藤 新八君 中村 幸八君

福田 篤泰君 前田 正男君

加藤 鏡造君 田代 文久君

出席政府委員

通商産業 富幡 靖君

政務次官 長村 貞一君

(通商化学局長)

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 大石 主計君

専門員 越田 清七君

四月十二日

電気事業分断及び電気料金地域差設定反対に関する請願(門脇勝太郎君紹介)(第二三三八号)

同外三件(岡田春夫君紹介)(第二三八二号)

病院用電力基準制当量増加に関する請願(松永佛骨君紹介)(第二三三九号)

同(伊藤憲一君外一名紹介)(第二四七五号)

九州地方の電力問題に関する請願(淵上房太郎君紹介)(第二三四〇号)

同(高橋權六君紹介)(第二三四一號)

同(池見茂隆君紹介)(第二三四二號)

同外十三件(瀬戸山三男君紹介)(第二三四三號)

同外二十六件(淵通義君紹介)(第二三四四號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二號)

○中村幸八君 私は自由党を代表して、本法案に賛成の意を表するものであります。現行銃砲火薬類取締法規は、明治四十三年及び同四十四年に制定公布されたものでありまして、爾来今日まで星霜を閲することまことに四十年、この間再三回にわたつて修正が加えられてはおりますが、いずれも部分的のものにすぎないのであります。これがため全面的改正がつとに要望せられておつたのであります。特にその後における技術的進歩にかんがみ、さらにはまた終戦後の新しい政治情勢に即応するため、根本的改正の断行が關係各方面から、ひとしくかつ強く要望せられておつたのであります。

本法案は政府がこれらの要望にこたえるため、まず第一にポルととの關係上銃砲取締り關係を除外して、火薬類取締り關係だけを分離独立せしめたこと、第二には新憲法下にふさわしい法体系的整備をなしたこと、第三には内務省の解体など行政組織の改革に基づく取締り担当機關の明確化をはかつたこと、第四には最近の技術的進歩に即応するよう法の内容を刷新したことなど、現行銃砲火薬類取締法規の根本的改正を断行せんとするものであります。まことに時宜を得たものであると考へるのであります。もちろん個々の條文内容をきさいに検討いたしまするときは、部分的には種々考慮を要する点もないではありません。そこで私は以下二、三の問題につきまして、簡単に検討を加えてみたいと存じます。すなわちまず本委員会において問題となりました第四十三條の立入り検査の問題であります。これは一見労働運動に干渉を加へるがごとき感なきにしもあらずと思料せられますが、この條文は単に火薬に関する純技術的事項を対象とするものでありまして、ことに第四項の補足規定もありません。ことごとくわれわれは本條をもつてただちに労働運動を不当に彈圧するものであるなどとは思料いたしておりません。また同じく本委員会における質疑の際問題となりました製造、貯蔵、運搬、消費等のごとく省令に委任しておる点につきましても、政府の御答弁によりまして、過日本委員会に提出した技術的基準の骨子に基いて政令の原案を作成し、公聴會を開いて広く關係者の意見を徴し、しかる後決定公布するとの政府の方針が明瞭になりましたので、これまた一応了承し得るのであります。またたとえば第六十二條の阿爾規定のうち、悪意のない単なる事務上の過失に對しても、なお行為者と同時に法人を罰するがごとき、あるいは第十二條の保安距離の問題、すなわち当初完全に保安距離を確保して設置した製造工場や火薬庫であるにもかかわらず、その後における工場住宅等の区域内侵入によつて保安距離が短縮せられる結果、貯蔵量の制限、あるいは施設の移転等を余儀なくせられるといふがごとき、その他第三十九條、同じく第四十七條

の火災あるいは爆発発生時における届出並びに現状変更の指示に關して、關係消防機關を除外するがごときことなど、大いに考慮を要する点もないではありません。しかしながらこれらはいずれも法の運用よろしきを得ることにありまして、おのずから解決し得る問題であります。政府の御答弁によりまして、たとえば保安距離の問題に關しましては、実情に即応するよう市街地建築物法との調整をはかるというがごとく、本法並びに関連法令の運用、そのよろしきを得ることにあります。で、實際上支障なきを期することとありますが、私はこれら政府の御答弁に信頼して、本案に賛成の意を表するものであります。

○神田委員長代理 次は今澄勇君。

○今澄委員 私には日本社会党を代表して、本法案に對する討論を行います。火薬類は従来より危険物として銃砲取締り法によつて、内務省の所管のもとに取締りを受けて来たものでございまして、終戦後は内務省の解体に伴い、警察法の施行と同時に、右の法令に基き事務は商工省に移管せられ、通産省の管轄とともこれに引継がれ、現在に至つておることは、提案理由において明らかとごうございまして、しかも旧法は明治四十三年に制定せられたのであります。今このように全面的改正を行つたことは、まさに時宜を得たものであり、關係者一同のこれらの努

めを以て、本法案に對する討論を行います。火薬類は従来より危険物として銃砲取締り法によつて、内務省の所管のもとに取締りを受けて来たものでございまして、終戦後は内務省の解体に伴い、警察法の施行と同時に、右の法令に基き事務は商工省に移管せられ、通産省の管轄とともこれに引継がれ、現在に至つておることは、提案理由において明らかとごうございまして、しかも旧法は明治四十三年に制定せられたのであります。今このように全面的改正を行つたことは、まさに時宜を得たものであり、關係者一同のこれらの努

力に關しては敬意を拂う次第でありま
す。私は本法案と旧法を比較したとき
に、その内容において、旧法から見れ
ば数段の改良の跡を率直に認めるもの
でございますが、本法案の重要性にか
んがみ、法文上の疑義を一掃し、各種
の修正を加える必要を痛感いたしてお
ります。われわれの修正希望の全面
的受入れは、困難なる客観情勢がある
ものと認め、ここに日本社会党は以下
の理由により、この法律案に反対の意
思を表明する次第でございます。

まず第一に、本法案を旧法と比
較して、政令または省令への委任が少
くなつておるとはいへながら、依然と
してそれらの省令、政令に負うところ
が多いこと、第二に、製造、販売の許
可及び取消し、または許可基準等を決
する條文中に、特定の字句を使い過ぎ
ておると同時に、その字句がきわめて
あいまいであること等でございます。
すなわち第一の点につきましては、第
七條、第九條、第十一條、第十二條、
第十八條を初め、各條項にわたつて通
産省令で定める技術的基準とか、通産
省で定める区分に従つてとか、または
この政令に定める区分といふぐあい
に、省令、政令の委任傾向が依然とし
て多いことは遺憾の次第でございます。
許可や取消しの基準につきましては、公
共の安全の維持に支障を及ぼすおそれ
があることを認めるときはこれを許可しな
いとか、災害の発生を防止に支障のな
いときは許さないといふたような重
要な條項の基準に、このような不明確
な字句をもつて取締るといふことは、
取締法はその権限を十二分に發揮する
ことができるのに反して、取締られる

方はきわめて不満である。一たびこの
法案が施行された場合、末端機構のこ
れら重要点の解釈の仕方をお考えのとき
には、何ゆゑにこのようにあいな
字句を用いたのかといふことを判断に
苦しむ次第でございます。第三には、
四十三條の立入り検査についてござ
います。本條文は政府の方でも相当苦
心された点は見受けられますが、なお
かつ労働基準法に基く正当なる労働者
の立場を圧迫する可能性があることと推察
せられ得るのであります。その他第三
十二條の作業主任者、取扱主任者につ
きましても、その地位は本法案実施上
きわめて重要であることは、いまだら
申すまでもないことでございますが、
作業主任者、取扱主任者に対する罰則
規定の嚴重なるに反して、これら主任
者の命令に従わない者に対して何らの
罰則を規定し得ない点、輸出の届出制
に對して輸入の許可制である点など
は、われわれの納得の行かぬ点ござ
います。

以上のごとく、本法案は旧法に比較
して格段の進歩ではあるが、われわれ
は本法案の運営と、さらに本法案の中
の不明瞭な点、さらにこれが将来の末
端機構において運用される点等を十分
考へるならば、この法律案について
は、にわかには賛意を表することができ
ません。われわれは以上の理由におい
て、本法案に反対の意思を表明する
次第でございます。

て、時代の進展に伴うように近代立法
化したしなすとも、われわれの最
も懸念せる正常なる労働運動を阻止制
限するものでないことが、明らかとな
つたからであります。すなわち労働問
題は労働基準法その他の労働関係法規
によつて律せられ、本法案には何らこ
れを企図していないことは明らかであ
るのであります。しかしながら問題は
その運用であります。従いまして私は
次のごとく強き條件を付して、本法運
用上過誤なきよう嚴重なる警告を發す
るものであります。

すなわち第一には、本法案は火薬類
取締法案となつておりますが、その目
的と内容からいって、あくまで火薬類
保安法と解すべきものであります。こ
れは字句の問題でありますから修正は
差控えられたが、その運用においては
従来見られたごとく、官僚取締りの弊
に墮することなきよう関係当局、特に
末端下級官吏に嚴重なる注意を常に傾
けられたらのであります。

第三には、火薬販賣業者の府県定員
制を廢して許可制とされましたが、こ
れが運用を誤れば、販売人の素質低下
を來し、また販賣業者の濫立は不要の
競争を誘發し、ひいては公共の安全、
災害予防の上にも悪影響を及ぼすおそ
れがあるので、この点につきまして、
政府は許可の運用上十分なる御注意を
拂われないのであります。

第四には、火薬従業員に対する保安
教育の徹底を期せられるとともに、取
締官の教養と、火薬知識の向上にも十
全を期せられたのであります。

第五には、手数料について本法明示
の金額の範囲内において、政令で具体
的の金額を定められることに相なつて
おりますが、本法明示の金額は、最高
限度とはいへものの、相当多額に達す
るものがあるように見受けられるので
あります。政府は政令の制定の際に、
よく実情に沿うように適當なる金額を
定めるように考慮を拂われないのであ
ります。

第六には、爆薬の危険性からいつ
て、取扱上過誤なきよう峻嚴なる罰
則を設けることは、なるほど一つのり
くつはありますが、しかしながら、本
法はあまりにも罰則が嚴にすぎるとい
うのであります。たとえば第六
十一條第二項の、單に帳簿上の記載を
誤つたといふがごとく事務上の過失に
對してまで、懲罰規定を適用するがご
とくことになつておりますが、これは
まさに行きすぎと思ひます。よつて罰
則規定の運用については、政府はあく
まで実情に沿うよう適切なる注意を拂
われないのであります。ことに従来に
見たるがごとく罰則規定を悪用して、
末端の不良取締官が不純不正なる動機
に基いて、みだりに告發するがごとき
規定は、絶対にこれなきよう十分なる
注意を拂われないのであります。

私は以上の六項目の條件を付しまし
て、本案に賛成いたすのであります。

労働者であります。この人たちは、自分の生命あるいは身体が、火薬の爆発によつてけがをするかもしれないという危険に絶えずさらされておるのではありません。従つて工場における生産労働者諸君をいかに災害から守るかという、その点が第一に取上げられなければならないのであります。むしろ工場労働者の立場からよりは、生産者、企業者の立場から法案が作成されておるといふ点が至るところに見えておるのであります。そういう点でこの火薬といふものは、第一番にそういう危険物であるといふこと、それから次にいふことも戦争用品としてこれが用いられる。委員会などで日本の火薬産業は非常に質が悪くて、戦争用などといふことは、ほとんど考えられないといふようなことを、政府はいらぬ、説明されたけれども、これは非常にあまひな危険な考え方であるといふことを、私は確信する次第であります。どんなに質が悪くとも、爆発物である限りは水素爆弾によつてのみなされるのではないのであります。戦争の性質もそういう大きな戦争もありません。あるいは台湾なんかで現在起つておるような内乱的な性質の戦争もありません。従つて爆発物もいさゝか形に使うことができないのであります。従つてこれは明らかに戦争に使われる危険を持つた物品である。こういう火薬産業の性格から申しまして、こういう生産物に対しては、利潤本位にもうけらるという立場に立つことは非常に危険

である。そういう立場がもしねらわれずならば、火薬生産者が戦争を喜んで、戦争が起ればうんと自分の方は黒字になる、もうかる、ます／＼工場を拡張するといふような考え方に反するものであります。従つて火薬産業にとりましては、あくまでこれは平和産業以外には絶対に認められないといふ点を、はつきりさせることが必要であります。この点も答弁において、日本の火薬産業は平和産業以外には考へておらないといふことを言われておりますけれども、この法文の中には明確にそれがされてないといふ点も見受けられるのであります。そういう性格の火薬産業でありますから、公に今申しましたように災害を防止し、公の安全を確保するといふことを、実際にいかに生かしますかといふことは、その絶対必須条件としては、まず第一に、火薬を生産される労働者諸君の生活条件を、確保することが決定的に必要と思つておられます。ところが現在において火薬産業に従事しておる労働者諸君は、非常に労働強化になつておる。また、賃金が安いといふような条件下におきましては、非常に労働者から疲勞しておきます。こういう労働作業に従事することは、それ自体が非常に危険なことであります。従つて、こういう点の確保といふものが保障されない限り災害の防止あるいは公共の安全といふことを企図いたしまして、それは非常に効果が薄いといふことが言えるのであります。

第二番目には、企業者が十分責任を持たなければならぬといふこと。設備の点から申しまして、あるいは材料の取扱ひ方、あるいは保管といふような面におきまして、経営者が十分その義務を持ち、責任を持つてこれらの設備の整備を充実するといふ保障が、決定的に重要になつて来るのであります。この点が非常にばやけておるといふことが言えるのであります。従つて、私たちはこういう火薬産業に対しましては、統制価格の問題におきましても、あるいは生産の問題におきましても、あるいは国家的な国民的な立場がとれない限り、災害の防止、あるいは公共の安全保障確保といふものも、十分期待することはできないといふことを主張するものであります。なお決定的に申しますならば、こういう問題はあくまでも国家的な保護あるいは統制管理、それから國營人民管理といふことが十分なされなければ、解決しないといふふうに考へておられます。ところがこの法案は、これらの諸点において非常に失敗しておることは、今申しましたいろ／＼の例にも出ておるのであります。きわめてその点が重要であると思つておられます。第二の外国資本の進出といふ問題。これは銃砲火薬の取締法案の前法律におきましては、明らかに外国の業者、資本家、法人といふものは参加することが拒否されておつたのであります。ところが、この法案におきましては、これが明らかに認められておる。すなわちこの点におきまして、私は本法案は明らかに改悪されておるといふことが、結論として言えると思つておられます。初め私たちが聞いたところによりますと、火薬業者などもいろ／＼の意味で取締りが強化されるというふうなことから、これによつて経営者としては利潤を上げる可能性が多いといふことで、

幾らか賛成されておつたような傾向でありますけれども、外国資本、外国のそういう業者が日本で製造するとか、あるいは販売するとか、日本の業者と同様の資格で登場することになつて来ると、これは問題だといふふうに、だんだんこれに対して困惑を始めたといふことも聞いておるのであります。まさしくその通りであり、日本の現在の資本構成から申しまして、外国の強大資本と太刀打ちできないことは、これは衆目の見るところでございます。し、この日本の、平和産業として当然育成し、養育せしめなければならぬ重要な生命線的な、そういう産業が特定国へだん／＼依存して来るという危険性が多分にあるし、しかもその道がこの法案によつて法のもとにおいて、はつきり切り開かれたといふことは、実にこれは重大なる意味を持つておるのであります。私はこの点におきましても、徹底的に反対しなければならぬし、また改悪されておるといふことを断言する次第でございます。

そういうことから結局これは現在の世界情勢から見まして、この火薬産業自体の性格、火薬そのものの性格から申しまして、先ほど申しましたように、これが好むと好まざるにかかわらず、こういう外国の資本家が国内における生産過剰、その火薬を利潤本位にして、外国へさばくという立場で進出して来ます場合において、知らず知らずのうちに日本がその戦争の中に巻き込まれなければならないといふことになるといふことも言えます。私たちが絶えず主張いたしますように日本の軍事基地化、こういう問題もこれと結びつくといふことになるのであります。たとえばその例をいたしまして、これは委員会が質問いたしましたときに、政府委員は、そういうことは自分たちはよく知らないといふような御答弁でございましたけれども、昨年の十月に台湾から三百トン火薬の引合いがあつたといふようなこと、あるいは関東電機にカーリットが千箱台湾から引合があつた。すでに外国の戦争の、現在進行しておりますところの地域から、そういう引合があり、そういうことになると、われ／＼自体がすでに戦争に参加することになるのであります。またもう一つ例を申し上げますと、これは二月二十八日のタス通信によつておられます。テレプレスによると、米国の政府は日本の電需工業に対して、最新型の電需品を注文した。三菱コンツエルンも多量の大口の遠距離砲、対戦車砲、軽兵器の注文を受けておる。日本化学コンツエルンは火薬、地雷、化学製品の注文を受けておる。石川島コンツエルンは重戦車、装甲車の生産に當つておるといふようなことを、外国の通信社が報道しておるのであります。これらを考えましても、私たちが申しました危険が多分にあるといふことが言えるのであります。この法案に直接関係しておらないといふような甘い考えで、私たちがこの火薬を考へることが、いかに危険であるかといふことがはつきり言えるのであります。そこで、第一のこの労働者に対する弾圧的な性格を持つておるといふ点でございまして、これは各條項にも出ておるのであります。たとえば四十三條、つまり警察権がこれに参加するといふようなこととか、そ

の他至るところにこういふ点が出てお
ります。それから先ほどこれはどの委
員からも言われましたように、省令あ
るいは規定というふうな委任立法的な
性格から、ひいては、それは労働者の
方に非常に不利になつて来るというこ
とは、衆目も認めておるところであり
まして、すでにもうたとえ日本化学
とか関東電機におきましては、この法
案ができるという見通しから、その生
産に従事している工場労働者に対して
は、すでにより以上にきゆうくつな圧
迫が参つておるのであります。火薬産
業に従事する労働者諸君は、すでに以
前からも一般労働者よりきゆうくつな
立場で作業しておるのであります。
たとえば日本化学におきましては、先
日も委員会において発言いたしました
ように、工場の門に入る、あるいは門
から出て行く場合に、身体検査をする
ことができるというふうな協約が成立
する、また押しつけられたというよう
なこととか、あるいは関東電機におき
ましては、組合の専従者は工場内に立
ち入ることができない。立ち入り禁止
ということになつておる。こういうい
ろいろな形がすでにもうできておりま
すことは、いかに民主化をとなえ、一
方において労働基準法があるから心配
いりませんということを説明されまし
ても、実際上においては、そういうふ
うになつておるのであります。従いま
して公聴会においても工場の代理者が
発言されましたように、これに対しま
して大反対されておるのであります。
私どももまつたくその考えを支持する
ものであります。

衛権の根本問題に觸れる重要な問題で
ありまして、憲法に平和條文をうたつ
ておりますけれども、その憲法の精神
とこれは非常に矛盾しているというこ
とが言えます。また法案の作成にあた
りまして、私どもが答弁内容を承つて
おりますと、明らかにこの法案の作成
につきましても自主権が十分ないとい
う点を、私は重大な関心を持つのであ
りまして、この法案の目的といたしま
しては、災害を防止し、公共の安全を
確保する、それを取締ると言いなが
ら、実際上におきましては、われわれ
日本のふところに爆弾を抱いて、いつ
でも自爆する準備が進められてつあ
る、その道が開かれていっていること
が、結論として言えるのであります。
て、そういう立場から私は、自由党の
諸君も各党の諸君も、その真相をよく
理解していただきまして、徹底的に反
対されんことを希望しますし、共産党
は断固これに反対する次第でありま
す。

○神田委員長代理 これにて討論は終
局いたしました。
引続き採決いたします。木案に賛成
の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○神田委員長代理 起立多数。よつて
本案は可決いたしました。
この際、本案の委員会報告書作成の
件についてお諮りいたします。これは
先例によりまして委員長に御一任を願
いたいと思ひますが、御異議ありませ
んか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○神田委員長代理 御異議なしと認め
ます。委員長に御一任をいただいたも
のと決しました。

次会の開会日時は公報をもつてお知
らせいたします。本日はこれにて散会
いたします。
午後二時四十二分散会

〔参照〕
火薬類取締法案(内閣提出)に関する
報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕